

鹿沼市自治会連合会表彰規程

第1条 本会加盟の自治会の会長、副会長及び会計の職にある者又はあつた者で、次の各号の一に該当する者は、これを表彰する。

- (1) 4年以上自治会長の職にある者又はあつた者
- (2) 6年以上副会長及び会計の職にある者又はあつた者
- (3) その他本会の運営に特に功績顕著であると認められる者

第2条 在職年数は、毎年4月1日を基準日として計算し、1年に満たない場合は、これを切り捨てる。

2 在職年数は、中断したときでもこれを通算する。

3 第1条第1号及び第2号に規定する職にあつては、各号に規定する職の在職年数は通算する。ただし、上位の職には、規定の2分の1以上在職しなければならない。

4 在職年数の起算日は、昭和23年4月1日とする。

第3条 表彰該当者は、自治会長の報告又は推薦に基づき会長において調査し、理事会に諮って決定する。

第4条 表彰は、毎年通常総会において行い、表彰状に記念品を添えるものとする。

第5条 本規程の施行に関して、必要なことは会長が定める。

附 則

この規程は、昭和62年4月6日から施行する。

鹿沼市自治会連合会弔慰規程

第1条 この規程は、本会加入の自治会相互の親睦を図るため、弔慰金及び見舞金について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 弔慰金及び見舞金を呈する範囲は、単位自治会の会長、本会運営について、特に功労のあった者及び単位自治会とする。

第3条 前条に基づく者が死亡した場合の弔慰金は、次の区分により行うものとする。

(1)自治会長 花輪もしくは生花 1 香典 10,000円

(2)その他の者 〃 10,000円

第4条 第2条に規定する者が次の各号に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める額の見舞金を呈するものとする

(1)傷病により1週間以上の入院又は2週間以上の自宅療養

5,000円

(2)火災、風水害その他非常災害により住居又は、家財に損害を受けたとき

10,000円以内

2 自然災害により自治会区域が被害を受けた場合には、当該自治会に対し災害見舞金を呈するものとする。

災害見舞金は鹿沼市自治会連合会災害見舞金支給要綱に定める金額とする。

第5条 前条の見舞金については、会長が適当と認めるときは、同価格の物品をもってこれにかえることができる。

第6条 この規程に基づいて贈呈された金品に対しては、一切返礼しないものとする。

第7条 各地区協議会は、この規程に該当する事由が生じた場合は、速やかに事務局に通報し、事務局は直ちにこの旨を会長に伝達するものとする。

第8条 この規程の施行に関し必要な事務は、会長の命を受けて事務局において行うものとする。

附 則

この規程は、昭和62年4月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する

鹿沼市自治会連合会運営内規

1 表彰及び感謝状贈呈について

- (1) 会長、副会長、会計以下の役員の表彰
それぞれの表彰基準により、各地区協議会において行うものとする。
- (2) 感謝状の贈呈
会長が6年、副会長・会計が8年以上在職し退職したときに、感謝状を贈呈する。

2 記章の着用について

- (1) 制式
現品の通りとする。
- (2) 交付
記章自治会長に交付する。
- (3) 着用の位置
左胸部に着用する。
- (4) 紛失または破損
記章を紛失または破損したときは、実費を徴収し、再交付する。
- (5) 記章の引継ぎ
自治会長の職を辞したとき、または死亡したときは、後任者に引き継ぐ。

3 出張旅費の支給について

会務のために出張する役員、会員及び職員に旅費を支給する。

- (1) 市外へ会務のために出張旅行をした場合、鹿沼市の旅費に関する条例により算出した額を支給する。
- (2) 旅費の支給日は、会長の判断による。

4 会議等の出席に係わる交通費の支給について

会議等の出席に係る交通費は、三役会、理事会、監査、専門部会に出席する理事及び監事に1回1,000円を、総会に出席する自治会長にあつては1回2,000円を支給する。但し、会議等が同日に開催される場合には、重複して支給しない。

附則

この運営内規は、昭和62年4月20日から施行する。

附則

この運営内規は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この運営内規は、平成26年4月17日から施行する。

自治会加入促進基本綱領

(自治会活動は、会員のより良い生活のため)

1. 自治会への加入及び活動への参画は、自治会住民が自主的、主体的に、かつ心豊かに行うものであり、居住する地域及び自治会を住みやすくし、安心・安全な生活環境を創出するために必要不可欠であり、大変重要なことです。

(自治会員間の尊重し合う心を醸成するため)

1. 自治会員は、上下関係を有するものではなく、思いやりと相互理解の精神をもって信頼関係を築き、互いを尊重し活動しましょう。

(加入促進及び勧誘活動は単位自治会が主体的に取り組む)

1. 自治会への加入促進及び勧誘活動は、自治会活動の基本的かつ根幹をなす活動であり、各自治会が責任を持って、積極的に取り組みましょう。

(地区自治会協議会、自治会連合会及び関係機関との連携)

1. 地区自治会協議会及び自治会連合会は、各自治会の加入促進及び勧誘活動を支援し、情報の共有化や水平展開、行政をはじめとする関係機関との連携を強固に各種支援策を推進します。

附 則

この綱領は、令和4年2月17日から施行する。